

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和 2年 6月15日

(令和2年6月30日改訂)

施設名：南アルプス市白根生涯学習センター

1. 「3密」(※) の回避

※これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間（密閉）、②人が密集している（密集）、③近距離での会話や発声が行われる（密接）」という3つの条件

1 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

利用者に対して、30分に1回以上、5分間以上、2方向の窓・ドアを全開し、定期的に換気を行うことを周知する。

2 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

(1) 各部屋の利用人数を、下記表に定める人数までに制限する。

	室名	面積	最大利用人数	机を利用した場合の人数
1	大研修室	106㎡	35人	22人
2	中研修室	70㎡	23人	18人
3	小研修室1	32㎡	10人	8人
4	小研修室2	32㎡	10人	8人
5	小研修室3	40㎡	13人	9人

*最大利用人数は各部屋の面積を一人あたりの最低専有面積3㎡で除した人数

*机を利用した場合の人数は、各部屋にある机、1脚に対して1人掛けとした人数

(2) 不特定多数及び不規則入場が見込まれるイベントについては、主催者の責任において、上記の利用制限人数をもとに入場制限を行い、本ガイドラインを遵守し、適切な感染予防対策（イベント参加者へのガイドライン遵守の周知、動線の工夫、会場内に消毒液の用意、イベント前後における密集の回避等）を実施する。

(3) 施設の利用は午前9時30分から午後9時までの間で、2時間以内の利用時間とする。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、この限りではない。

3 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

(1) 利用時において机を利用する場合は、机1脚に1人掛けとすることを徹底し、机を使用しない場合は、一人あたりの専有面積を最低3㎡確保する。

(2) 近距離での会話や発声を避け、最低1mの対人距離を確保する。

(3) 近距離での人と人との接触を伴う活動、大声を発する活動等は利用を制限する。

(4) 受付は代表者1名により行うこととし、次の利用者まで2mの間隔をあけるため、

床にマーキングを行う。

- (5) 受付は、カウンターガラス越しで行い、直接対面する部分を遮断する。また現金受渡用のコイントレーを使用する。

2. 体調確認の徹底

1 体調のチェック

- (1) 管理人は、出勤前及び業務開始前に検温・体調確認を行い、発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても、風邪症状、嘔吐・下痢等症状がある場合には出勤及び業務を行わないこと。
- (2) 利用者に対して、入館前の検温、利用前2週間の体調確認を行い、発熱（平熱より1度以上）、軽度であっても風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある場合は入館しないよう周知する。
- (3) 利用者は、利用前に体調確認を行うとともに、利用者名簿を作成する。

3. 飛沫、接触感染防止対策

1 マスクの着用、手指の消毒の実施

- (1) 管理人はマスクを必ず着用するとともに、利用者に対してもマスク着用での利用を徹底する。
- (2) こまめに石けんでの手洗い・手指の消毒を実施する。（入口に消毒液を設置）

2 清掃・消毒の実施

- (1) 利用者は、利用した部屋および不特定多数の人が接触する場所（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、手すり、トイレの便座、洗浄レバー等）を利用後に清拭消毒、清掃する。（消毒液等は貸し出す）
- (2) 管理人は、利用者が利用した部屋および不特定多数の人が接触する場所（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、手すり、トイレの便座、洗浄レバー等）を定期的に清拭消毒する。清掃する際はマスク、手袋を着用し、ゴミはビニール袋に密閉して捨て、清掃後は石けんで手を洗う。
- (3) 利用者が出したゴミは利用者が持ち帰る。

3 トイレの衛生管理の徹底

- (1) 洋式トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう張り紙で周知する。

4 休憩スペースのリスク軽減

- (1) ロビーの休憩スペースは、利用を禁止する。

4. 利用制限

- 1 利用できる者を次のように制限する。
 - (1) 市内在住の者（個人）
 - (2) 市内に所在地を置く団体（市内の団体）
 - (3) 上記に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認めた個人、団体。

5. ガイドライン遵守の確認

- 1 管理人及び利用者はガイドラインを遵守することとし、それぞれのチェックリスト（施設管理用・利用者用）によって確認を行う。
利用者は利用後に、チェックリスト（利用者用）を白根生涯学習センターへ提出する。白根生涯学習センターの管理人はチェックリスト（施設管理用）と、提出のあったチェックリスト（利用者用）を市立図書館へ提出する、
- 2 利用者は、利用申請時に本ガイドラインを遵守する旨の誓約書を提出する。

6. 個人情報の取り扱い

- 1 利用者は利用者名簿を作成し利用日から2週間保管し、利用者の中から新型コロナウイルス感染が確認された場合は、教育委員会へ提出する。
- 2 利用者の中から新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、感染経路の情報提供として、利用者名簿を保健所に提出する。

7. ガイドラインの改訂

- 1 国、県、市が定める基準や感染拡大状況などを踏まえ、必要に応じて本ガイドラインを改訂する。

令和2年6月15日策定
令和2年6月30日改訂

誓約書

令和2年 月 日

南アルプス市 様

- 私たちは当該施設のガイドラインを遵守し、施設を利用します。
- 利用の際は、チェックリスト（利用者用）を管理人に提出します。また、利用者名簿を作成し、利用日から2週間保管します。
- 利用後は、利用した部屋等の清拭消毒を行います。
- 利用者の中から新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、速やかに教育委員会へ報告し、利用者名簿を提出するとともに、保健所へ利用者名簿を提出することを承諾します。

団体名 : _____

住 所 : _____

代表者名 : _____

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに基づく

【施設利用における注意事項】

施設名：南アルプス市白根生涯学習センター

1. 3密の回避

【密閉】

- 定期的に換気（30分に1回以上、5分間以上、2方向の窓・ドアを全開）を行う。

【密集】

- 利用可能部屋及び利用可能人数は別表に定める。
- 利用時間は2時間以内にする。（清掃、清拭消毒時間を含める。）
- 不特定多数及び不規則入場が見込まれるイベントは、主催者の責任において、別表の利用制限人数をもとに入場制限を行い、本ガイドラインを遵守し、適切な感染予防対策（イベント参加者へのガイドライン遵守の周知、動線の工夫、会場内に消毒液の用意、イベント前後における密集の回避等）を実施する。

【密接】

- 机を使用する場合は、机1脚に1人掛けとする。机を使用しない場合は、1人あたりの専有面積を最低3㎡確保するよう徹底する。
- 近距離での会話や発声を避け、最低1mの対人距離を確保する。
- 近距離での人と人との接触を伴う活動、大声を発する活動は利用を制限する。

2. 体調確認

- 入館前に体温を計測し、利用前2週間の体調確認を行い、発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても、風邪症状、嘔吐・下痢等症状がある場合には入館しない。
- 利用時に利用者名簿を作成し、利用者が利用日から2週間保管する。

3. 飛沫、接触感染防止

- 利用の際はマスクを着用する。
- こまめに石鹸での手洗い・手指の消毒を行う。
- 利用後は使用した部屋等の清拭消毒を行う。（消毒液等は貸し出します）
- 利用者が出したゴミは利用者が持ち帰る。

4. 利用制限

- 施設を利用できる者は、個人においては市内在住の者、団体においては市内に所在地を置く団体とする。

5. ガイドライン遵守の確認

- 利用後はチェックリスト（利用者用）を管理人へ提出する。
- 利用者は、利用申請時にガイドラインを遵守する旨の誓約書を管理人へ提出する。

6. 個人情報の取り扱い

- 利用者の中から新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、速やかに教育委員会へ報告し、利用者名簿を提出するとともに、利用者名簿を保健所へ提出することに同意する。

7. 南アルプス市白根生涯学習センター

- 受付時間
9：30～17：00（月・祝除く）
※土・日は、仮予約のみ
- 連絡先
南アルプス市飯野2804-1
TEL055-284-6010

別表

	室名	面積	最大利用人数	机を利用した場合の人数
1	大研修室	106㎡	35人	22人
2	中研修室	70㎡	23人	18人
3	小研修室1	32㎡	10人	8人
4	小研修室2	32㎡	10人	8人
5	小研修室3	40㎡	13人	9人